| | T | | | | T | Ţ | | 和6年4~9月 |
|-----|---------------------------------|----|-------------------------------------|-------------------------------|--|-----------------|--|---------------------|
| No. | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 随意契約担当部課の 名称及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方の 氏名及び住所 | 随意契約に係る 契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他 必要事項 (備考) |
| 1 | 放射線治療システム一式 の保守委託契約 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年4月26日 | 日本電子応用株式会社 東京都江戸川区東小松 川4-36-5 | | 契約業者は、当該機器の納入業者であり、当該機器を専門に取り扱う代理店である。当該保守及び点検において必要な技術及び保守部品を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項) | ※5年契約 |
| 2 | 画像診断ワークステーション(トリニティ)の保守 委託契約 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年4月19日 | 株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩 2-35-3 | ¥2,695,000 | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守及び点検において必要な技術及び保守部品を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 3 | 医用テレメータ | 10 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年4月15日 | 日本光電工業株式会社 東関東支店 千葉県千葉市中央区末 広4-21-21 | ¥1,930,500 | 契約業者は、当該機器の製造企業であり必要な技術および保守部品を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項) | ※5年契約 |
| 4 | 電話設備の保守点検業 務 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | △ 500 <i>E</i> 4 □ 4 □ | OKIクロステック株式会社 東京都中央区晴海1-8- 11 | | 契約業者は、当該設備の設置業者であり、設備を停止させることなく保守点検を実施できるのは契約業者のみであることから、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 5 | 職員第6駐車場現状回復 工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年4月22日 | 有限会社サンキョウ総業 千葉県成田市三里塚150 | ¥1,023,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第 35条第1号) | |
| 6 | セーフマスターシステム | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年4月1日 | 株式会社栗原医療器械店 千葉県成田市郷部1350番 株式会社セーフマスター 福岡県福岡市博多区東 比恵3-1-2 | | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守において必要な技術等を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第35条第11項)なお、支払いは代理店を通すこととなっていることから、3者契約とする。 | |
| 7 | 感染制御システム保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | | シスメックス株式会社 千葉県千葉市美浜区中 瀬1-3幕張ガーデンD棟 14階 | ¥2,230,800 | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守において必要な技術等を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第35条第11項) | |
| 8 | 島津FPD搭載血管撮影シ ステム保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年4月26日 | 島津メディカル株式会社 千葉営業所 千葉県千葉市中央区新 千葉2-7-2 | ¥10,945,000 | 契約業者は当該機器の製造企業であるため、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |

| | | | , , | | | 1 | 令 | 和6年4~9月 |
|-----|-----------------------------|----|-------------------------------------|----------------|--|-----------------|--|---------------------|
| No. | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 随意契約担当部課の 名称及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方の 氏名及び住所 | 随意契約に係る 契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他 必要事項 (備考) |
| 9 | 医療情報システム保守 (院内対応) | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年4月1日 | キヤノンITSメディカル株 式会社 東京都品川区南大井6- 22-7 | ¥17,952,000 | 契約業者は、当院の医療情報システムの開発業者であり、当該基幹システム及び部門システムの構成等を熟知しているのは、この開発業者に限られることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 10 | 病院情報システム保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年3月29日 | キヤノンITSメディカル株 式会社 東京都品川区南大井6- 22-7 | ¥55,374,000 | 契約業者は、当院の医療情報システムの開発業者であり、当該基幹システム及び部門システムの構成等を熟知しているのは、この開発業者に限られることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 11 | 病理診断支援システムの 保守契約(ソフトウェア) | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年5月1日 | 武藤化学株式会社 東京都文京区本郷2-10-7 株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩 2-35-3 | ¥1,188,000 | 契約業者は、当該機器の製造業者からの指定企業であり、当該保守において必要な技術及び保守部品を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質が競争を許さないときに該当するため。 (日本赤十字社)会計規則第36条第4項 | |
| 12 | 日立製放射線機器の保 守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年5月8日 | 富士フイルムヘルスケア システムズ株式会社 千葉営業所 千葉県千葉市中央区末 広5-6-15 | | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 13 | 洗浄室内滅菌システム保 守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 今和6年5月21日 | 株式会社イノメディックス 東京都文京区湯島2-16- 11 | | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 14 | MRアンギオ室の医療ガス配管設備工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年6月24日 | 日本メガケア株式会社 東関東支店 千葉県千葉市若葉区源 町551-7 | ¥1,980,000 | 契約業者は、当該設備の保守契約業者であり、十分な技術・能力が必要であり、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 15 | 対外衝撃波結石破砕装 置保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年4月2日 | ドルニエメドテックジャパン株式会社 東京都品川区上大崎3-8-5目黒エステートビル | | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 16 | 病院ダッシュボードX利用 契約 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年4月30日 | 株式会社グローバルヘルスコンサルティング・ジャパン 東京都新宿区六丁目27-30 新宿イーストサイドスクエア5階 | | 契約対象は契約業者独自の提供サービスであるため、契約の性質が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |

| | | | | | | | 令 | 和6年4~9月 |
|-----|-----------------------|----|-------------------------------------|----------------|--|-----------------|---|---------------------|
| No. | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 随意契約担当部課の 名称及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方の 氏名及び住所 | 随意契約に係る 契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他 必要事項 (備考) |
| 17 | 手洗装置の点検 | 32 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年5月30日 | 株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩 2-35-3 | ¥4,257,000 | 契約業者は、当機器の納入業者であり、メーカー指定の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 18 | フロア型冷却遠心機の購 入 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年6月18日 | 株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩 2-35-3 | ¥1,320,000 | 予定価格が160万円を超えない財産の 購入にあたることから、随意契約とす る。(日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第2号) | |
| 19 | MR棟パッケージエアコン の更新工事 | 2 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年7月19日 | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東京都千代田区丸の内 2-5-1 | ¥1,738,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第 35条第1号) | |
| 20 | 手術室系統空調用加湿 器の更新工事 | 2 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年7月25日 | ウエットマスター株式会社 東京都新宿区中落合3丁 目15番15号 | ¥2,491,500 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第 35条第1号) | |
| 21 | 新救命救急棟に関わるコンサルタント業務委託 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年7月5日 | 株式会社メディカルシス テムファンクション 東京都文京区湯島2-22- 5 | | 契約業者は、赤十字施設において同様の業務を請け負っており、当院が求める仕様について確実な業務の実施に期待できることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 22 | 調剤注射業務支援システムの更新 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | | 株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩 2-35-3 | ¥88,550,000 | 依頼業者は、当該機器の構成を熟知しており、トラブル発生時の復旧対応等を含めた運用業務を遂行可能な業者は、依頼業者のみであることから、1社見積とする。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) | |
| 23 | 間接変換FPDシステムの 保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年8月30日 | 富士フイルムメディカル株式会社 東京都江東区有明3-5-7 | | 契約業者は、当該機器の製造業者であり必要な技術および保守部品を有する物が契約業者のみであることから、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 24 | 内視鏡洗浄消毒器の保 守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年8月1日 | 株式会社イノメディックス 千葉営業所 東京都文京区湯島2-16- 11 | ¥1,855,040 | 契約業者は、当該機器の製造業者からの指定企業であり、当該保守において必要な技術及び保守部品を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質が競争を許さないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |

令和6年4~9月

| | | | | | | | | 和6年4~9月 |
|-----|----------------------------------|----|-------------------------------------|----------------|---|-----------------|--|---------------------|
| No. | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 随意契約担当部課の 名称及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方の 氏名及び住所 | 随意契約に係る 契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他 必要事項 (備考) |
| 25 | 全自動血液凝固測定装 置の更新 | 2 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年8月29日 | 東邦薬品株式会社 千葉営業部 千葉県千葉市稲毛区天 台5-21-15 | | 部品供給の困難化に伴い保守サービスが終了となったことから、緊急の必要により競争に付することができないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) | |
| 26 | 乳房用X線診断装置およ びX線骨密度測定装置の 購入 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年8月30日 | アイティーアイ株式会社 千葉支店 千葉県千葉市中央区富 士見1-15-8 | | 部品供給の困難化に伴い保守サービスが終了となったことから、緊急の必要により競争に付することができないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) | |
| 27 | MR棟非常用発電機の蓄 電池更新工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年9月2日 | 株式会社ハリマビステム 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー16階 | ¥1,414,380 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第 35条第1号) | |
| 28 | 雨水排水ポンプの更新工 事 | 10 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年9月9日 | 株式会社ハリマビステム 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー16階 | ¥9,350,000 | 契約業者は、貯留槽としての機能を保持するためには十分な維持管理が必要不可欠であり、その機能を低下させないよう日々貯留槽の維持管理業務を契約業者が請け負っており、施設機能を十分に掌握し、維持管理面において十分に精通していることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、随意契約とする。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 29 | ネットワーク機器保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年9月20日 | 株式会社きんでん 東京都品川区東五反田 5-25-12 | ¥11,000,000 | 契約業者は、本件工事を実施した業者であり、本件ネットワーク仕様を熟知しており、保守を実施するための知識と技術を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的理由を簡潔に記載する。

| | 令和6年10月~令和7年3点 | | | | | | | |
|-----|----------------------------------|----|--|----------------|--|-----------------|---|--------------|
| No. | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 随意契約担当部課の 名称及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方の 氏名及び住所 | 随意契約に係 る契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項(備考) |
| 1 | A棟空調用冷水ポンプの 整備について | 4 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | | 株式会社 ハリマビステム 東京都台東区浅草橋5-20- 8 CSタワー10階 | ¥3,520,000 | 当該設備は病院全体の空調として機能を維持知るためには十分な維持管理が必要不可欠であり、その機能を低下させないよう日々維持管理業務を契約業者が請け負っており、施設機能を十分に掌握し維持管理面において十分に精通していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない為随意契約とする。日本赤十字社会計規則施工細則第35条11項 | |
| 2 | 貯水槽の付帯設備交換 工事について | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年10月30日 | 三機工業株式会社 千葉県千葉市中央区富 士見2-3-1 | ¥1,976,700 | 予定価格が250万円をこえない工事 又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第1号) | |
| 3 | F棟1階改修に伴う追加 変更工事について | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年11月11日 | 三機工業株式会社東京 支店東京都中央区明石 町8-1聖路加タワー | | 契約業者は、赤十字施設において 同様の業務を請け負っており、当院 が求める仕様について確実な業務 の実施に期待できることから、契約 の性質または目的が競争を許さな い場合に該当するため。(日本赤 十字社会計規則第36条第4項) | |
| 4 | 年間性能検査に係る消 毒滅菌器の検査前整備 について | 4 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年11月19日 | 株式会社 勝倉医科器 械 東京都江戸川区 北小岩2-35-3 | ¥1,724,019 | 予定価格が250万円をこえない工事 又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第1号) | |
| 5 | 血液浄化装置の点検 | 6 | 成田赤十字病院 事務部管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年12月3日 | 株式会社マテリクス 千葉県花見川区幕張本 郷2-41-5 | ¥1,507,000 | 契約業者は、当機器の納入業者であり、メーカー指定の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 6 | 全身麻酔器の点検 | 9 | 成田赤十字病院 事務部管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年12月19日 | 株式会社イノメディックス 東京都文京区湯島2-16- 11 | | 契約業者は、当機器の納入業者であり、メーカー指定の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 7 | 白内障手術装置保守 | 1 | 成田赤十字病院 事務部管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年12月19日 | 株式会社ジャメックス 東京都豊島区巣鴨1-46- 1 | ¥1,097,800 | 契約業者は、当該システム開発業者の指定企業であり、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条4項) | |
| 8 | 保育器の保守点検 | 29 | 成田赤十字病院 事務部管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年12月26日 | 株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩 2-35-3 | ¥1,276,000 | 契約業者は、当該機器の納入業者であり、メーカー指定の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) | |
| 9 | バッテリー式骨手術器械 システムの購入 | | 成田赤十字病院 事務部管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和6年12月19日 | 株式会社福山医科 千葉県千葉市若葉区千 城台西1-11-1 | ¥1,593,900 | 予定価格が160万円を超えない財産の購入にあたることから、随意契約とする。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号) | |
| 10 | RI排水処理設備の送風 機更新工事について | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和7年1月13日 | 日本空調サービス株式 会社 千葉県千葉市美浜区稲 毛海岸5-1-2 | ¥1,815,000 | 予定価格が250万円をこえない工事 又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第1号) | |

別紙様式第 10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

成田赤十字病院 管財課

令和6年10月~令和7年3月

| No. | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 随意契約担当部課の 名称及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方の 氏名及び住所 | 随意契約に係 る契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項(備考) |
|-----|--------------------------|----|-------------------------------------|----------------|-----------------------------------|-----------------|---|--------------|
| 11 | 第1種圧力容器の性能検 査前整備について | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | | 株式会社ヒラカワ 千葉県千葉市稲毛区小 深町15-4 | ¥1,430,000 | 予定価格が250万円をこえない工事 又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第1号) | |
| 12 | F棟貯水槽設備修繕に伴 う追加工事について | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市 飯田町90-1 | 令和7年3月21日 | 三機工業株式会社 千葉県千葉市中央区富 士見2-3-1 | ¥4,290,000 | 契約業者はF棟貯水槽修繕工事の施工業者であり、施工工事の追加であることから適切な施工の実施が可能なのは同社に限るため契約の性質上又は目的が競争を許さまない場合に該当する 日本赤十字社会計規則第36条3項 | |

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び 契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的理由を簡潔に記載する。